

上天草市一般廃棄物処理基本計画の策定（案）について

【計画の基本的な事項】

1 計画の名称

「上天草市一般廃棄物処理基本計画」とする。

2 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により、市はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務づけられており、本計画は廃棄物処理法に基づき、持続可能な社会を目指し、廃棄物の排出抑制及び適正な処理等を推進するために策定するものである。

3 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定されるものであり、その上位法である環境基本法や循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法などと整合性を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示す基本となる事項を定めるものである。

また、本計画は、市の総合計画及び環境基本計画に係る個別計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための基本的な計画である。

※参考

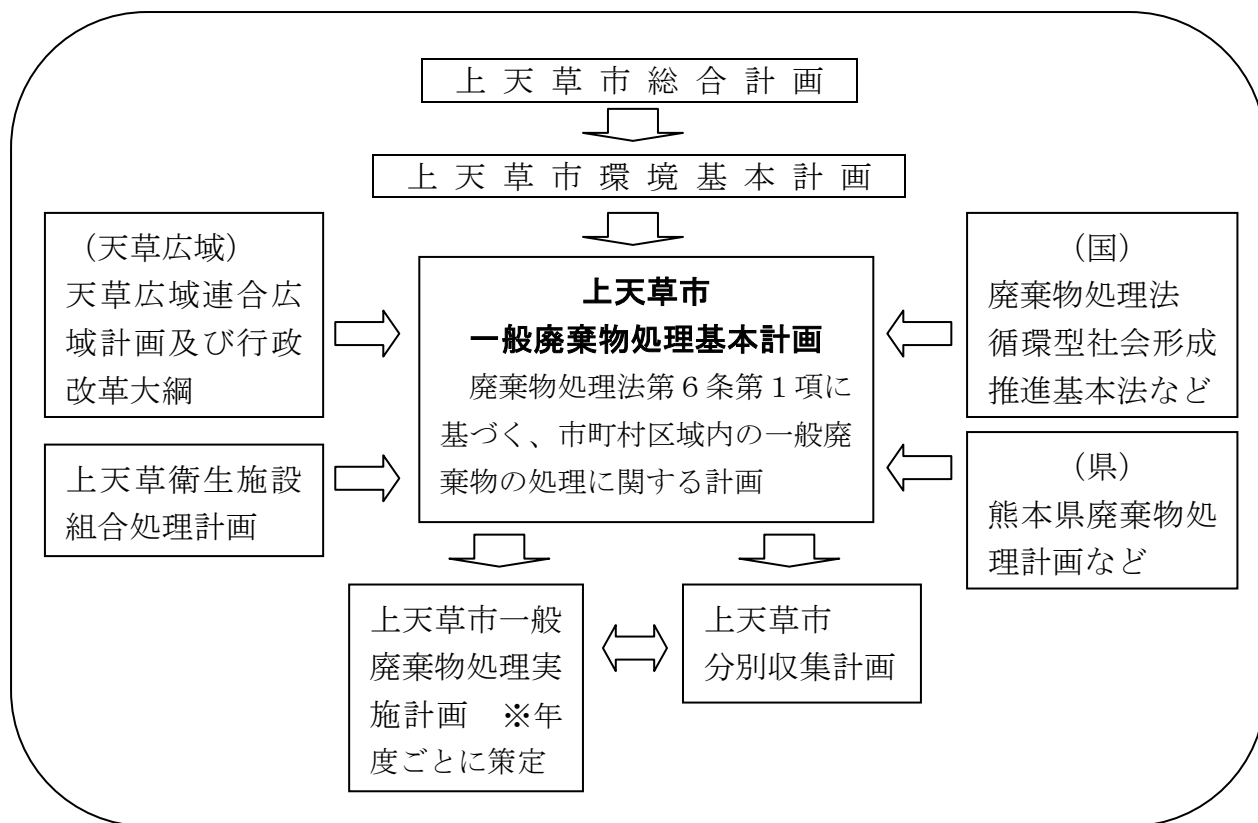
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

<計画の体系図>



※廃棄物処理法に基づき、市に策定が義務づけられている一般廃棄物の処理に関する計画は、基本的な事項について定める「基本計画」と基本計画の実施ために必要な各年度の事業について定める「実施計画」により構成される。

4 計画の期間

市環境基本計画との整合を図り、平成32年度を目標年次とし、平成24年度から平成32年度までの9年間とする。

なお、社会経済情勢の変化や関係法令の変更などに適切に対応するため、計画の中間時期である概ね5年後を目途に計画の見直しを行う。

5 計画の策定

(1) 策定の方針

環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには、市民、事業者及び市が協働して取り組む必要があることから、より効果的で効率的な計画を目指し、目標達成に向けた着実な取組みが行えるよう実効性のある計画を策定する。

(2) 策定の体制

各区長への意見聴取、庁内検討及び調整、環境審議会からの意見聴取（諮問及び答申）、パブリック・コメントの実施

【計画の基本方針】

〇ごみ処理編

1 基本理念

「ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり」

※環境基本計画重点施策

2 基本方針

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rの取組みの促進と資源の有効活用

(2) 適正かつ効率的なごみ処理体制の整備

収集運搬、施設処理の過程における適正なごみ処理体制の確立と不法投棄や野焼きに関する不適正処理等に関する関係機関等と連携した対策の実施

3 基本施策

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

① 排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

環境に配慮した事業活動・ライフスタイルの定着によるごみの発生抑制

② 再生利用（リサイクル）の推進

資源の分別の徹底などによるリサイクル

③ 教育、啓発活動の充実

市民、事業者及び市の協働による学校・地域における環境学習の実施や市民等の自主的活動への支援、積極的な情報提供

(2) 適正かつ効率的なごみ処理体制の整備

① ごみ処理体制の適正化と効率化

収集運搬・中間処理・最終処分のあり方の検証によるごみ処理体制の適正化と効率化

② 不適正処理に関する対策

不法投棄や野焼きなどの未然防止策の実施や地域と連携した監視・通報体制の強化及び現状回復等発生後の速やかな対応

③ その他ごみの処理に関し必要な事項

災害発生時の災害ごみや海岸漂着ごみに関する関係機関等との連携した回収及び処理体制の整備など

4 数値目標

(1) 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) <ごみ総排出量/人口・年間日数>

平成20年度 (実績)	平成27年度 (中間)	平成32年度 (最終)
726g	690g	654g

※平成32年度までに、平成20年度比10%削減

(2) リサイクル率 (%) <資源化量/ごみ総処理量>

平成20年度 (実績)	平成27年度 (中間)	平成32年度 (最終)
10.4%	15%	20%

※平成32年度までに、リサイクル率20%達成

5 目標達成に向けた取組み

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

① 排出抑制 (リデュース)・再使用 (リユース) の推進

・容器包装ごみの発生抑制

レジ袋や過剰包装の辞退、使い捨て商品の使用抑制等に関する啓発

・可燃ごみの減量

適正な分別による可燃ごみへの混入防止策の検討、生ごみの発生抑制や水切りの励行、購入費補助制度の継続による生ごみ処理機の導入促進

・再使用の促進

リサイクルショップやフリーマーケットなどに関する情報提供による市民等の積極的な活用の促進

② 再生利用 (リサイクル) の推進

・分別の徹底

可燃ごみへの資源物の混入防止に向けた啓発と事業ごみの適正な分別に関する指導の強化及び食品トレイなどの店頭回収実施への働きかけ

・生ごみなどの分別と資源化の検討

生ごみや廃食油などの分別による資源化及び利活用の検討と草木類の資源化に向けた堆肥化システムの構築の検討

・集団回収の推進

集団回収の実施状況の把握と支援制度の検討

・再生品の積極的な利用

再生品利用などによるグリーン購入の推進

③ 教育、啓発活動の充実

- ・ 学校や地域における環境教育・環境学習の実施

ごみ減量や資源化に関する環境教育の実施、出前講座や説明会の開催・イベント等を活用した学習機会の提供と内容の充実

- ・ 市民等の自主的活動の推進

市民等の環境美化活動や地域清掃活動などへの支援と取組内容の紹介、ごみの減量や資源化に資する顕著な活動を行う個人・団体への表彰

- ・ 情報提供の充実

市広報媒体を活用したごみ減量と資源化に関する情報の提供

(2) 適正かつ効率的なごみ処理体制の整備

① ごみ処理体制の適正化と効率化

- ・ 収集運搬体制

雨水侵入防止策での水分除去による可燃ごみの減量化、ごみ分別の手引きなどを活用した排出ルール啓発、一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携した事業ごみの収集運搬の適正かつ効率的な実施

- ・ 中間処理体制

焼却処理量の削減による松島地区清掃センターの運営の効率化と施設の延命化、天草広域連合等と連携した適切な新規ごみ処理センターの建設計画と運営の効率化

- ・ 最終処分場

最終処分量の削減による施設の延命化

② 不適正処理に関する対策

- ・ 不法投棄や野焼きの防止策

看板の設置や市広報媒体を活用した啓発、未然防止及び早期発見に向けた環境パトロールの実施

- ・ 関係機関との連携による監視・通報体制等の強化

地域や県及び警察などの関係機関との連携による監視・通報体制の強化、現状回復等発生後の速やかな対応

③ その他ごみの処理に関し必要な事項

- ・ 災害ごみの適正処理

地域防災計画を踏まえた災害ごみの適正処理の検討、国、県、産業廃棄物協会等との連携による迅速かつ円滑な適正処理を行うための体制の整備

- ・ 海岸漂着ごみの適正処理

海岸管理者や関係機関等と連携した回収及び適正処理の実施

- ・ 適正処理困難物への対応

排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみの排出者への適正処理の指導

○生活排水処理編

1 基本方針

- (1) 公共下水道による生活排水の適正処理の推進
公共下水道認可区域内の面整備及び下水道接続への加入促進
- (2) 合併処理浄化槽による生活雑排水の適正処理の推進
公共下水道区域外の地域における合併処理浄化槽設置の促進
- (3) 安定した収集運搬、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進
し尿及び浄化槽汚泥の安定した収集運搬体制と効率的な収集運搬の推進

2 基本施策

- (1) 公共下水道の普及
公衆衛生の向上と水質保全に向けた公共下水道施設の整備と公共下水道への接続の促進
- (2) 合併処理浄化槽の普及
公共下水道区域外における合併処理浄化槽設置の推進並びに単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
し尿、浄化槽汚泥量の変化に対応した収集運搬計画によるし尿処理施設の適正な維持・管理の実施
- (4) 浄化槽の適正管理の啓発
浄化槽の清掃と保守点検及び法定検査の実施に向けた関係機関と連携した啓発

3 数値目標

- (1) 生活排水処理率 (%) <水洗化・生活雑排水処理人口／人口>

平成22年度 (実績値)	平成27年度 (目標値)	平成32年度 (目標値)
38.0	48.7	56.8

※平成32年度までに、生活排水処理率56.8%達成

4 目標達成に向けた取組み

(1) 公共下水道への加入促進

公共下水道整備済み区域における接続率100%の普及促進に向けた未接続者への指導及び啓発

(2) 合併処理浄化槽の整備促進

合併処理浄化槽の必要性に対する意識の高揚を図り、建築物の新築及び改築時等における合併処理浄化槽設置の促進と補助制度の継続並びに見直し等の検討

(3) 収集運搬体制の確立

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬の年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画に基づいた適正かつ効率的な実施

(4) 施設の適切な維持管理

- ① 下水道終末処理場、コミュニティープラントにおいては、適切な維持管理による施設の延命化
- ② 合併処理浄化槽においては、その浄化能力が正常に発揮されるよう定期的な清掃、保守点検及び法定検査実施の呼びかけ

(5) 学校や地域における環境教育・環境学習の推進

教育機関等と連携した環境教育・環境学習を行う機会の提供や内容の充実

(6) 情報提供の充実

市のホームページや広報上天草を活用した生活排水処理に関する情報の提供